

月例研究会（2015年6月24日）

現代市民社会をめぐる 問題構制の批判的考察

兼子 論

本報告では、現代市民社会論の中心に位置づけられるJ. ハーバーマースやM. ウォルツァーの議論を批判的に考察することによって、①直接的な対話にもとづく小規模での統合志向が挙げられること、②文化理論的観点の弱さが挙げられること、などといった点が市民社会論としては理論的な難点となると主張した（紙幅の都合上、ここではハーバーマースに関する検討のみを取り扱う）。

まず報告では①について、ハーバーマースの公共圏論と討議理論を考察し、両者の矛盾を指摘した。ハーバーマースのもつ矛盾とは、公共圏論においては直接的な対話を伴わない、マスメディアを媒介とした市民の間接的な交流とそれによる集合的で政治的な意思形成を提唱しているにもかかわらず、そこでの理念型的な相互行為として規定される討議については、やはり直接的な対話を基軸とするという立場を固守するというものである（このようなハーバーマースの立場は、市民社会の基本的な行為類型を討議や熟議に集約し、ステイクホルダーとなり得る市民すべての公平な参与を礎とする、熟議民主主義論において先鋭化されていく）。

それに対して報告者は、市民の大衆化（マス化）を警戒することでパブリックから“ミニ”パブリックスとしての市民へと考察対象が移行し、「小規模の」市民のあいだでの統合や連帯に重点を置くという性格をそれらの議論はもつとした。そしてそれにより、ハーバーマース自身

が公共圏論で主張していた、直接的な対話を持たない市民の間でのマスメディアを媒介として集合的で政治的な意志形成を図るという性格が後退するために、「大規模な」市民をメンバーとする市民社会の理論枠組としては重大な難点を抱えることとなる、と主張した。

次に報告では②について、ハーバーマースの討議理論に基づく道徳原則の提唱について検討した。討議理論への傾注によりハーバーマースは、道徳原則の「形式主義」「手続き主義」を徹底させ、「実践的討議への参加者としてのすべての当事者の同意をとりつけることができる規範のみが妥当性を要求することができる」という討議倫理原則を道徳原則と同値化する。またこれによりハーバーマースは、自身の提唱する道徳原則は特定文化などのコンテクストに根付くものではなく、普遍化可能だという立場を明らかにする。

だが彼の討議モデル（加えてそれを基礎とする道徳原則）に対しては、a) 討議のための倫理もまた、ある特定の歴史的な先入見・文化コードのもとで正統化されているのではないか、という問いを回避する、b) 討議のテーマとされる問題の本質は、討議に先立つ文化コード（何を保護し何を忌避するか）の影響のもとで決定されるという側面を軽視し、テーマの意味づけが、討議というひとつのコミュニケーション形式によってのみ決定されるとする、c) 討議における発言者の根拠づけや発言もまた、文化コードを参照する側面を看過する、などといった問題を指摘することができる。これらの問題は、ハーバーマース討議理論における文化理論的観点の脆弱性を示しているといえるし、市民社会の理論枠組としても重大な難点を抱えていると、報告者は主張した。

（かねこ・さとし 法政大学大原社会問題研究所兼任研究員）